

第11回教育委員会会議

1 日時 令和7年9月9日（火） 午後3時30分～午後5時05分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

大竹 伸一 教育長職務代理者

赤木 登代 委員（ウェブ会議の方法により参加）

長谷川 葵 委員

森 久佳 委員（ウェブ会議の方法により参加）

高井 俊一 教育次長

藤岡 慶子 都島区担当教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

板橋 清訓 こども青少年局幼保施策部長

中道 篤史 指導部長

小花 浩文 第4教育ブロック担当部長

橋本 洋祐 総務課長

有上 裕美 連絡調整担当課長

芝 修司 こども青少年局幼保施策部幼稚園運営企画担当課長

嶋田 裕光 首席指導主事

中野 泰志 教育政策課長

中谷さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名

(3) 案件

議案第58号 市立大和田幼稚園の運営について

議案第59号 児童等がその生命に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について

議案第60号 市会提出予定案件(その12)(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書)

報告第24号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について

報告第25号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について

協議題第13号 「大阪市教育振興基本計画」改訂(素案)について

なお、議案第59号、報告第24号及び第25号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第60号及び協議題第13号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第58号「市立大和田幼稚園の運営について」を上程。

板橋こども青少年局幼保施策部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和6年11月26日の教育委員会会議の協議題第12号において、福島区の海老江西幼稚園と西淀川区の大和田幼稚園について、園児数の減少等により、各園の休廃園の方針を地域保護者のみなさまへ説明を行っていく旨、説明させていただいた。

海老江西幼稚園については、2月25日の教育委員会会議において、令和9年度末をもって休園することを確認したが、大和田幼稚園については、引き続き、地域保護者との話し合いを続け、地域保護者の一定のご理解を得られたことから、本日は議案として廃園することを提案する。対象園は、西淀川区内の市立大和田幼稚園である。今後の方針としては、

大和田幼稚園では、著しく園児数が減少しており、今後も少子化傾向に起因して園児数の大幅な増加が見込めず、小規模園の状況が継続されることが想定されることから、令和9年度末までの運営とし、令和10年4月1日より廃園とする。今後の進め方としては、本年10月の園児募集は、通常どおり「新4歳児および新5歳児」の募集を行うが、令和8年10月の園児募集は、「新5歳児」のみの園児募集とし、令和9年度は、5歳児クラスのみでの運営とする。その後、令和10年3月に5歳児が卒園した後、4月1日付けで廃園とする予定である。ただし、令和7年10月に実施する新4歳児の園児募集の結果によっては、令和8年度末までの運営とし、令和9年4月1日に廃園とする予定である。また、廃園までの教育方針・教育内容については、これまでの幼稚園の実情に応じた教育内容を踏まえつつ、幼児期にふさわしい生活として様々な友達と関わる園活動が展開されるよう、近隣の就学前施設や地域の小学校等とも連携を図りながら、地域の実態に応じた教育内容を進めていく。また、教員体制についても、幼稚園設置基準を基に配置するとともに、園の実態に即して代替講師の配置等を行うことになる。この間、保護者や地域の方に廃園に関する方針等を説明し、理解をいただいているが、今後の運営についても、引き続き、保護者や地域の方の意見を踏まえながら決定していく。なお、参考までに、大和田幼稚園の近隣にある姫島幼稚園及び野里幼稚園の在園児数を掲載している。地域の市立幼稚園への入園を希望される方については、こちらの園で対応していきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 ありがとうございます。幼児教育は小学校入学前の大切な教育段階であると認識しております。その観点から、大和田幼稚園の運営方針について特に異議はありません。ただし、大阪市では幼稚園運営について民営化の方向性が示されていることから、大阪市立幼稚園及び私立の幼稚園の現状や将来の人口動態を踏まえ、各園の通園エリア等運営方法について、改めて幅広く検討を進めていただきたいと思います

【板橋こども青少年局幼保施策部長】

ご指摘のとおり、大阪市立幼稚園だけではなく私立幼稚園を含めた今後の在り方についても十分に検討すべきと認識しております。市長方針である「民間でできることは民間で」との考え方をもとに、休廃園を含む民営化の方針もございますが、市立幼稚園が担ってきた幼児教育の役割や、セーフティネット的機能についても実態把握に努めてまいりました。現在、国においても公立幼稚園の在り方が議論されております。大阪市の民営化方針との

整合や、国の動向も踏まえた上で、教育委員会とも連携し、市としての今後の在り方について引き続き検討を進めてまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第59号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度より、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査実施後に、当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に対し諮問を行い、詳細調査を実施する仕組みとしている。今般、大阪市立学校の児童生徒の事案に関して、当該児童生徒及びその保護者より、詳細調査の実施希望があったところ、事案の経過を踏まえ、本事案について詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。

調査審議の範囲として、ア 本事案に係る事実関係の調査、イ 本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、ウ 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討の三点とした上で、第三者委員会の意見をとりまとめた報告書により、教育委員会及び市長あてに答申を求める内容で諮問を行う予定としている。

なお、今後のスケジュールであるが、本日の教育委員会会議でご承認をいただいたのち、できる限り速やかに会議を開催できるよう進めてまいりたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第24号及び第25号「児童等が生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び委嘱について」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度より、いじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査実施後に、当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会

に対し諮問を行い、詳細調査を実施する仕組みとしている。

今般、大阪市立学校児童生徒の事案に関して、当該児童生徒保護者より、詳細調査の実施希望があったところ、著しく合理性を欠く事情は見受けられないことから、第三者委員会に対し、諮問することを決定いただく内容である。なお、今回、いじめ重大事態の疑いのほか、教員による当該児童生徒に対する不適切な指導が行われていた疑いがあることを、当該児童生徒の保護者、当該校より報告を受けている。教員の指導の是非については、文部科学省の指針に基づき、この後ご説明する報告第25号のとおり、第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱を行う。諮問は2件となるが、実際に進める上で、聴き取りや調査資料などは重なるところが多く、相互に関連性が高いと想定されること、また、聴き取り対象者や当該校の負担を極力配慮することから、1つの部会で併せて調査を進めることとする。

それでは、「(1) 対象事案」の「③ 経過」をご覧ください。

事案の経過を踏まえ、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。

次に、「(2) 諮問内容」をご覧ください。調査審議の範囲として、ア 本事案に係る事実関係の調査、イ 本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、ウ 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討の三点とした上で、報告書により、教育委員会あてに答申を求める内容で諮問をする。

続いて、「2 委嘱について」の「(1) 専門委員の必要性」をご覧ください。適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で、専門委員として、事実関係の調査及び認定に関し専門的な知識と経験を有する弁護士が必要不可欠であると考えている。よって、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第5条第2項の規定に基づき、第三者委員会の専門委員を委嘱することについて承認いただきたいと考えている。専門委員の候補は、山田風我弁護士である。山田弁護士は、大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちである。以上の点から、本事案の詳細調査を実施いただく専門委員として、適任であると考えている。委嘱期間は、令和7年8月28日から本事案の調査審議が終了するまでの間となる。なお、9月8日に第1回部会会議を開催している。今後、部会での調査を進めていただき、最終的に報告を受けてまいりたいと考えている。

小花第4教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本指針が示す背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成されており、「基本調査」は、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査で、学校がその時点で持っている情報及び基本調査中に得られた情報を迅速に整理するものである。「詳細調査」は、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査であり、「詳細調査」への移行の判断は、「基本調査」の報告を受けた教育委員会が行うこととなっている。

次に、「(1) 対象事案」から続く、「④ 事案発生校による背景調査（基本調査）」をご覧いただきたい。これらを踏まえ、本事案については、「詳細調査」に移行する必要があると判断し、第三者委員会に対し、諮問することとする。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第60号「市会提出予定案件（その12）について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本報告書については、7月8日の教育委員会会議で報告した通り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、及び大阪市教育行政基本条例に基づき、令和6年度の教育委員会の取組や活動の状況等について、点検及び評価を行い、作成したものである。前回、示した素案からの変更箇所については、集計中であった施策目標の令和6年度実績値を追記するとともに、学識経験者による講評を追加した。具体的な、追記・修正箇所についてご説明する。

議案書12頁を参照されたい。施策目標の②前年度不登校児童生徒の改善の割合の実績値が小学校で36.7%、中学校で36.9%と確定した。

続いて、議案書13ページの施策目標②児童生徒1,000人当たりに対する暴力行為発生件数の実績値は小学校で1.3件、中学校で7.5件と確定した。

続いて、議案書48頁の施策目標②市立図書館来館者数とHPアクセス件数の合計の実績値は1,393万件と確定した。

続いて、議案書54頁については、上述の修正に合わせて、総括表も修正をした。

基本的な方向1の施策目標未達成は10から14、施策目標未確定数は4から0に、基本的な方向8の施策目標未達成数は5から6へ、施策目標未確定数を1から0に修正した。こ

これらの修正に伴い、合計についても、施策目標未達成合計を43から48へ、施策目標未確定合計を5（1）から0（1）へ修正した。

続いて、83ページを参照されたい。学識経験者による点検・評価の講評を追記している。

学識経験者の2名の講評を説明する。評価として、「不登校への対応について、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門的な指導・相談につながり、学習者が学校に行くのが楽しいと感じられる環境づくりをめざすことが望ましい中、学びの多様化学校や登校支援室が運営されている点」、「主体的・対話的で深い学びを推進した結果、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることがとてもできていると回答する児童生徒が目標を上回っている点」、「学校での働き方改革への取組の成果が表れ、教員の勤務時間の改善が見られた点」が挙げられる。一方、課題として、「学習者用端末の活用率についての改善」や「読書に係る意識調査の結果から、特に中学生において書籍という媒体以外から情報を収集する傾向が見られ、書籍以外の情報をどのように有効に活用し、読解力を修得することにつなげるかの観点を含めた調査の検討が必要である」という指摘がある。また、「管理職選考受験者における女性職員の割合について、改善を図っていく必要があるとともに、女性教員が働きやすい職場は、男性教員が働きやすい職場であり、職場環境の改善は、教職員人材の確保につながる点」、「学習者用端末について、利用時間ではなく、学習者個人が深く考えたり、学習者同士で意見を交換したり学びあったりする協働的な学びを深めるツールとしてICT活用を評価することを優先的に考えること」との意見もあった。

今後の予定としては、本日、ご承認いただいたら、市長の決裁を経て、市会に報告書を提出するとともに、ホームページに掲載し、市民の皆様に公表する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 ご説明ありがとうございます。本件は次の協議題とも関連する部分があると思ってお尋ねいたします。学識経験者である伊井教授のご意見の中で、「一定程度の目標達成が成し遂げられた際には、「量から質」への評価に転換する方が結果的には、学習者に寄り添うことになるのではないだろうか。」とのご指摘がありました。これは評価指標そのものを見直すべきではないかというご意見とも取れます。もしそのようなことであれば、次の協議題第13号において、実際に指標の転換や質的側面への配慮が行われている事例があれば、ご説明いただけるとありがたいです。また、この点については委員会として今後検討課題にするといった方向性でも結構ですが、その場合にはその趣旨を明確にしていた

だけると良いかと思えます。伊井教授は全体的に教育委員会の各種施策について高い評価と丁寧な分析をされています。施策目標を一定達成した場合には、量的な目標、例えば数値や達成率などのみを基準とするのではなく、どのように質的な評価内容へ見直すことができるかという、前向きなご提言と受け止めています。一方で、質的評価は数値化が難しく、1か0で明確に判断できない要素も多くありまして、評価指標の策定が容易ではないことも認識しています。こうした指摘も踏まえ、今後の議論や評価策定時に十分に配慮していただきたいと思えます。

【中野政策課長】 ありがとうございます。大竹委員のご指摘の通り、「ある程度施策目標が達成された際には量的評価から質的評価へ転換するべきではないだろうか」という伊井教授のコメントにつきまして、私どもとしても同様の認識を持っています。単に数値的な目標達成に留まらず、今後は量と質の双方の視点から、施策内容の充実や評価の在り方を検討していく必要があると考えております。協議題第13号の議論、その内容においても、この量から質への評価転換という趣旨を踏まえながら、目標設定や評価方法について検討・説明させていただく予定です。大竹委員のご指摘の質的評価指標への転換は、難しい面も多々ありますが、教育現場の実態や学習者に寄り添った柔軟かつ総合的な評価の体制を構築するよう努めてまいります。後ほど、協議題説明の中で改めてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第13号『『大阪市教育振興基本計画』改訂（素案）について』を上程。（本案件より赤木委員退席）

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

2ページからの「計画素案の概略」について説明する。4ページでは、これまで確認いただいた改訂（案）の概略を示している。5ページと6ページには、第1編に記載している教育をめぐる現状や「国の教育振興基本計画」を抜粋して記載している。7ページは、「基本理念」と「最重要目標」等を、8ページには、9つの基本的な方向を示している。9ページから16ページまでが第1編に記載の「これまでの成果と課題」を要約したものである。基本的な方向1では、「学校に行くのは楽しいと思えますか」と「自分には良いところがありますか」という目標に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合について、結果

を示しており、ほぼ目標を達成している。10ページでは「不登校への対応」について、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、中学校が目標未達成であること、「多文化共生教育の推進」では、外国につながる児童生徒の急増に伴い、各種取組を進めていることを記載している。11ページでは、全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比について、12ページでは、「学力に課題の見られる児童生徒の割合」について、これまでの経過を示し、さらなる教育指導の充実の必要性を記載している。13ページでは、英語と体力についてのこれまでの経過を示している。14ページは最重要目標3の基本的な方向を記載し、15ページには、「教育DXの推進」や「働き方改革」等の取組を記載している。16ページでは、これまでの働き方改革の取組の結果、時間外勤務時間は着実に減少し、目標達成に向けて順調に進捗している。今後は、教員一人ひとりの働きがいを高めるための新たな取組を進め、教職の魅力向上させる総合的な取組を推進する。17ページからは児童生徒を対象にした「アンケートの結果」となる。「あなたはどのような学校に行きたいと思いますか」については、「みんなの仲が良い」や「いじめがない」といった友だちとの関りが安全・安心な場所とするうえで必要であることがうかがえる。18ページでは「あなたや、あなたの友だちが悩んでいる・困っていることはありますか」については、「特になし」を除いて、「学力関係」が多い結果となった。19ページでは「大人になった時にやりたい仕事はありますか」については、中学校で「ある」という回答が半数を下回った。20ページから22ページは教職員によるアンケート結果である。22ページでは「資質向上のために、教育委員会にどのような取組を進めてほしいですか」に対し、研修の実施や教材研究の時間確保、事例紹介など「授業力の改善につながる取組」が4割を超える結果となった。アンケートの結果の詳細は、150ページ以降にあるため、必要に応じて参照されたい。改訂素案における目標については、「現行計画に掲げる目標の進捗状況及び施策の方向性を踏まえた目標の設定となっているか」、「学校園、教職員にとってもわかりやすい目標設定となっているか」、「アウトカム指標とプロセス指標の整合性があるか」という観点で、設定した。24ページは後ほど説明する。25ページでは、先に説明した目標設定の観点を踏まえて検討した第1編の基本的な方向の目標と第2編の施策の目標を抜粋して示している。資料の中ほどにある太線左側が現行計画を振り返り、右側が改訂に向けて目標設定の考え方・根拠・内容・令和11年度末の目標値案を記載している。

具体的な内容について逐次説明する。「基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現」では、「学校に行くのは楽しいと思いますか。」については、目標を上方修正して継続とし

ている。また、スマホの使用時間についての目標は基本的な方向1からは項目を削除するが、後ほど、施策1-6で説明する。「施策1-1 いじめの対応」では、いじめ第三者委員会の調査報告書により言及されている内容を踏まえ、1つ目の児童生徒に対するいじめについての意識調査から、いじめについて学校内で相談できる場の必要性の目標に変更し、2つ目は現行計画の教職員のいじめ対応についての意識調査から、改訂では「大阪市いじめ対策基本方針」に基づいた全ての対応についての意識調査とした。3つ目は、文科省の通知に基づき、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」を、児童生徒、保護者等への理解を図る目標としている。「施策1-2 不登校への対応」では、不登校の在籍比率の対全国比を本市の在籍比率についての目標に変更し、不登校の児童生徒の改善の割合は、目標値を下方修正して継続としている。「施策1-3 問題行動への対応」では、「学校のきまりを守っていますか」については目標を達成したことから項目を削除し、「児童生徒1,000人当たりに対する暴力行為発生件数」については目標を継続としている。「施策1-4 児童虐待への対応」では、通告の重要性を意識する目標としている。「施策1-5 防災・減災教育の推進」では、現行計画から地震や津波に焦点を当てた目標を設定している。「施策1-6 安全教育の推進」では、スマホの適切な使い方や使用時間についての目標から、利用について家庭でのルールの設定についての目標に変更した。続いて、資料28ページ、「基本的な方向2 豊かな心の育成」では、1つ目の「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」については小中学校ともに95%を超えていることから項目を削除している。また、2つ目の「自分には良いところがありますか」については、目標を達成しているが、自己肯定感を高めることの重要性から目標値を上方修正し、継続としている。「施策2-1 道徳教育の推進」では、道徳の授業を通じた取組について、児童生徒への意識調査を目標としている。「施策2-2 キャリア教育の充実」では、児童生徒アンケートの結果も踏まえ、「キャリア教育を通して、自分の将来について考えることができたか」と目標を変更し、施策名をキャリア教育の推進と改めている。「施策2-3 人権を尊重する教育の推進」では、「自分や他の人の大切さ」について児童生徒へ問う目標としている。「施策2-4 インクルーシブ教育の推進」では、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの充実を目標としている。次「施策2-5 多文化共生教育の推進」では、これまでの目標を改め、新たに4つの目標を設定している。1つ目は、「いろいろな国や地域の文化や言葉のちがいを大切にし、困ったことや問題を解決するなどして、つながりを深めることができますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合とし、多文化共生

教育の取組の成果を図るものとしている。2つ目は、日本で学校生活を始めるにあたりプレクラスでの指導を重要視しているため、プレクラスに参加する児童生徒への意識調査について設定している。3つ目は、日本語習得支援の新たな取組の一つとして検討している、学校図書館や市立図書館を活用した多文化共生の取組の実施についての小中学校の割合としている。4つ目は、外国につながる児童生徒が学校生活を円滑に過ごすうえで、保護者の日本語能力や学校文化への理解が重要であることから、保護者を対象とした目標を設定している。31ページ「基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上」では、これまでの目標を統合して、就学前教育カリキュラムを活用して教育・保育を実践することができたかを測る目標としている。「施策3-1」は基本的な方向3の再掲である。資料32ページ「基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上」では、全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比は継続としている。英語のCEFR A1レベルについての目標については、「施策4-3 英語教育の強化」で掲載することとしているため、ここからは削除している。また、7月の総合教育会議での学力向上事業の再構築の中で説明した、ボリュームゾーンにあたる層の変化率についての目標を新たに設定している。学力に課題の見られる児童生徒についての目標は継続としている。「施策4-1 言語活動・理数教育の充実」では、総合的読解力育成カリキュラムに取り組むことで、身に付く力等を児童生徒に調査する目標を設定している。また、理科についての目標は継続としている。「施策4-2『主体的・対話的で深い学び』の推進」では、「全国学力・学習状況調査」の質問紙において一部文言の追記があったため変更し、新たに質の高い探究的な学びの実現に向けた目標を設定している。「施策4-3 英語教育の強化」では、目標を継続するとともに、目標値については、国の第4期教育振興基本計画の目標に合わせて上方修正している。「施策4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用」では、現行計画において目標は未達成であるため、継続とし、全国学力・学習状況調査の質問紙の内容の変更にあわせて、同内容の目標に変更している。35ページ「基本的な方向5 健やかな体の育成」では、体力合計点の対全国比の目標は継続としている。「施策5-1 体力・運動能力向上のための取組の推進」では、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、持続可能な豊かなスポーツライフを実現するために「運動やスポーツをすることが好きですか」について問う目標としている。また、1週間の総運動時間については今後も注視するものの、本市の生活環境や生活状況をふまえ、目標からは削除している。「施策5-2 健康教育・食育の推進」では、学校現場の取組を通して朝食と睡眠について、児童生徒の理解を図る目標としている。次に、「食に関する健

康課題の解決に向けた個別的な相談指導の実施」についての目標を新たに設定している。

36ページ「基本的な方向6 教育DXの推進」では、次期ICTビジョンを踏まえて、ICTを活用した「探究的な学び」の推進を図るため、「学習者用端末を活用して、単に調べるだけでなく、課題を解決するために情報を収集・整理し、まとめ・表現する取組をしていますか」という目標を設定している。

37ページ「施策6-1 ICTを活用した教育の推進」では、ICTの活用推進に向け、児童生徒への意識調査を新たに5つ設定している。1つ目は、授業での活用について、2つ目は、授業以外での家庭学習等での活用について、3つ目は、自主学習での活用について、4つ目は、協働的な学びでの活用について、それぞれ学習者用端末の活用状況を問う目標を設定し、5つ目は、情報リテラシーについての目標を設定している。

38ページ「施策6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進」では、新たに「全市共通の調査結果データ等を活用して、児童生徒の個別最適な学びの推進を行っている」学校の割合の目標を設定している。

39ページ「基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり」では、令和8年4月より施行予定の給特法において義務付けられる校種別時間外勤務の目標と実績を踏まえた目標値としている。また、次の「教員の管理職選考受験者数に占める女性職員の割合」は継続とし、目標値については、今後定める予定の大阪市特定事業主行動計画の目標と合わせることにする。

「施策7-1 働き方改革の推進」では、2つは先ほど説明した内容の再掲である。3つ目は、部活動指導員の配置により、中学校の全教員への負担軽減を旨とする目標を設定している。「現行の計画のシステムの有効活用」については目標を達成しているため削除した。「教員の年度末欠員数」については継続としている。

40ページ「施策7-2 教員の資質向上・人材の確保」では、現行計画の目標を統合し、「研修で得た知識や気づきなどの学びを今後、自分自身や子どもたち、学校全体などに活かすことができますか」と設定している。次に、新規採用者の不安を軽減するための研修を充実するための目標を設定している。

「施策7-3 大学連携の推進」では、令和6年度に大阪市総合教育センターに設置した「OENを活用した取組が、各学校園の課題解決や取組の充実に役立ったか」を図る目標を設定している。また、研究校・実践校の取組を各校の教育実践につなげるための目標を設定するとともに、施策名を大阪市総合教育センターによる学校園の支援と変更としている。

41ページ「施策7-4 教育ブロックでの教育の推進」では、目標を継続としている。「施策7-5 カリキュラム・マネジメントの推進」では、カリキュラム・マネジメントの3つの側面についての目標を設定した。「施策7-6 学校配置の適正化」では、これまでの目標を統合して、「学校適正配置

対象校のうち、速やかに学校再編整備計画案を検討する学校」とした。42ページ「基本的な方向8 生涯学習の支援」では、生涯学習センターの講座等をきっかけに、さまざまな学習や活動につなげていくことをめざした目標を設定している。「施策8-1 『生涯学習大阪計画』に基づいた取組」では、先ほどの目標を再掲するとともに、第5次生涯学習大阪計画での取組である識字・日本語教室についての目標を設定している。また、市立図書館の来館者数とHPのアクセス件数については目標を継続としている。目標値が実績値より低く見えるが、これはシステム変更による集計方法の違いによるものであり、実際には実績値より高い目標となっている。「施策8-2 『大阪市子ども読書活動推進計画』に基づいた取組」では、1つ目の不読率については目標値を修正して継続している。2つ目の「読書は好きですか」は新たに中学校を加えて目標を設定している。43ページ「施策8-3 学校図書館の活性化」では、これまでの学校図書館の貸し出し冊数が低調なことから、読書環境につながる「学校に読みたい本はありますか」についての目標に変更するとともに、学校における読書活動推進計画の取組についての目標を新たに設定している。44ページ「基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進」では、現行計画の目標を達成したことから、新たにコミュニティ・スクール等の取組によって学校と地域や保護者の相互理解についての目標を設定している。次の施策9-1では、改訂にあたり、現行計画の9-1と9-2を統合し、「施策9-1 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進」として、基本的な方向9の目標を再掲している。

24ページについては今後の予定として、本日いただいた意見を踏まえて再度9月26日の会議で協議の上、素案を確定し、10月にパブリック・コメントを1か月程度実施後、2回の総合教育会議を経て、2月に計画改訂（案）を確定し、市会に議案として提出する予定である。45ページ以降の第1編、第2編の本文は、説明を割愛するが、適宜参照の上、内容について意見をいただきたい。最後に赤木委員は途中退席されたが、事前の意見を本日配布しているので参照されたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【松浦政策推進担当部長】 先ほど大竹委員からご質問いただいた件について、説明いたします。

【中野政策課長】 先ほどの伊井教授の講評にありました、「量から質への転換」に関するご指摘について、ご回答させていただきます。具体的には、いじめ対応に関する指標

において、いじめの可能性に気づいた時点で直ちに管理職に報告している職員の割合が現行で99.9%と非常に高く、めざすべきは100パーセントです。しかし、伊井教授は目標値の微増よりも、既に達成されている教職員の判断・認識・対応の質に焦点をあてるべき時期に来ているのではないかとの見解を示され、問題行動や児童虐待対応でも同様の質的評価への転換が課題であるご指摘いただきました。現行案の「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」については、小学校95.7%、中学校95.2%が肯定的に回答しており、意識の定着が認められます。今後は、肯定のみを追い求めるのではなく、新たな目標や相談しやすい環境の整備等、質的な側面へのシフトを検討しております。また、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づき、事実解明等については100%達成していますが、年度当初に学校関係者へ説明する割合を100%にする目標とするなど、行動指標も重視し、目標設定に反映しています。

【大竹委員】 今回の目標は大きく、見直されており、項目も充実しています。事務局の努力に敬意を表します。量から質への移行として、キャリア教育の指標で「取り組んだ割合」から「自分の将来について考えることができたか」と質的な内容に転換されており、読解力の育成についても「自分なりに考える」へと量から質へと目標を変えておられます。目標設定の充実を評価いたします。

【森委員】 大竹委員のご意見に同感であり、目標設定の抜本的な見直しが着実に行われていると感じます。特に総合的読解力育成カリキュラムでは、質問の中に含まれる要素が多いため、回答者が全てを満たしていない場合は「イエス」と答えづらくなるのではないかと懸念しております。一方で、設問を細分化しすぎれば回答する負担が大きくなってしまい、バランスが難しいと感じます。質的な評価を進める意図自体は非常に重要ですが、こうした設問構成の課題が今後ブラッシュアップや改善が必要になるかもしれないという点は念頭に置いておいてもよいのではないかと思います。また、多文化に関する設問についても、質的な評価をめざそうとする中で、項目によっては設問内に価値判断が強く表れる恐れがあり、その点も今後の検討材料として重要だと思います。大竹委員がご指摘されていたような、質的側面の評価に向けた皆様の努力に敬意を表します。

【長谷川委員】 まず、情報技術の発展について意見を申し上げます。リテラシー教育が引き続き重量であると考えており、基本方針の「安全安心な教育環境の実現」や安全教育の推進の中で、技術の発展に伴う児童生徒へのリスク対応をより強調していただきたいと思います。特にSNSやスマートフォンを使った新たないじめや、インターネット上の人

権侵害にどう対応するのか、具体策が明確になるとよいと考えております。また、情報技術の進展により、子どもたち同士や子どもと教員とのコミュニケーションの在り方も変化していくため、教員に対してもSNS等に関する研修や、情報提供などを通じて理解と対応力を強化できるようにしていただきたいです。

【松浦政策推進担当部長】 いただきましたご意見については次回に向けて調整し、改めてお示しいたします。

【多田教育長】 情報技術進展に関する内容や、児童生徒・教員間の関係性変化への対応策について、目標設定・施策内容を踏まえて事務局で検討し、ご説明いたします

【大竹委員】 先ほど、長谷川委員が発言された内容で、児童生徒と教員の関係性についてですが、基本的にはSNSを使ったコミュニケーションは原則禁止ということになっていたかと思います。これまでも、SNSを通じたやりとりが原因でトラブルが発生した事例があったと認識しています。このような事も含めて、今後方針を検討される際には、児童生徒と教員の間でSNS利用をどのように考えるかについても整理いただけるとありがたいです。

【松浦政策推進担当部長】 ご指摘いただいた点について、基本的には児童生徒と教員の間でSNSを利用したコミュニケーションは禁止しておりますが、長谷川委員のご趣旨は、SNS等をはじめとする情報技術の進展により、子どもたち同士や子どもと教員とのコミュニケーションの在り方が変化していることを踏まえ、教員がどのように指導し、どのように理解すべきかという点にあるものと受け止めております。今後そうした観点も含めて、教員向けの研修や現状の子どもたちについての理解を深めるための施策等について、検討してまいりたいと思います。

【長谷川委員】 児童生徒における体力が低下している件について申し上げます。体力の向上や健康教育の推進、食育の強化などを目標に挙げていただいておりますが、日常の中で無理なく体を動かすことが自分自身の健康増進に繋がるという意識をはぐくむ観点からも、啓発活動や具体的な取組を一層進めていただきたいと考えております。児童生徒の意識を改革するという趣旨です。また、児童生徒アンケートについては、多くの子どもや先生方の協力を感謝しています。今後は、小学校低学年・高学年といった発達段階ごとに分けて分析し、それぞれの課題や実態をよりきめ細かく把握した上で、指導に役立てていただければと期待しております。また、目標設定の中で「学校いじめ防止基本方針について年度当初にご説明していますか」といった学校側の取組目標がありますが、受け手で

ある児童生徒や保護者がきちんと理解しているかどうかを併せて調査・検証し、説明と理解が確実に結びつくような仕組みづくりをお願いします。他にも、例えば「学校側に対して、学校と地域や保護者の相互理解深まりましたか」といった設問についても、双方からの評価を調査し、齟齬が生じていないかを確認して原因究明に努めていただきたいです。

【多田教育長】 学校と地域の関係性についても、担当課と協議し、双方の理解や連携が適切に進んでいるかを確認し、必要に応じてご説明をさせていただきたいと思います。

【森委員】 教職員アンケートの結果について申し上げます。20・21ページにおいて、「特に取り組めた施策は何ですか」と「特に改善すべき施策はありましたか」の質問に対して、「不登校への対応」が両方ともトップに挙げられております。現状の施策の有効性を認めつつ、さらに必要とされている施策の内容やニーズをしっかりと把握すべきだと感じました。しかし、今回のアンケートでは記述式の詳細な回答データがとれていないため、何が具体的な課題か明確にしづらい面があります。また「不登校の改善」についても、単に元の学校に戻る事なのか、広く学校という場に戻る事なのか定義によって捉え方が変わるため、今後解釈を整理のうえ施策や指標を工夫することが重要と考えます。もう1点、アンケート22ページに関連しては、教職員の資質向上のために「研修・教材研究・事例紹介」と「働き方改革による時間の確保」が主な課題となっていると読み取れます。現場からは、勤務校でこうした機会が確保されることが大事であり、現場のニーズに即した委員会の支援や、PDCAサイクルを意識した評価・改善の取組がより重要性を増すものと考えます。いずれも現場の声や課題を施策の目標設定・実行に反映することが求められ、今後の不断の見直しや中長期的な総合検討をお願いしたいと考えております。

【多田教育長】 ありがとうございます。ただいまの森委員からのご意見もございましたので、今後につきましては、冒頭にご説明申し上げましたとおり、総合教育会議を経て、パブリック・コメント等の必要な手続きを実施し、進めてまいります。目標設定については、現場からのご意見も十分に考慮し、具体的な取組や施策の方向性について、適切に推進していく必要があると考えております。また、本日いただきましたご意見につきましては、改めてご説明させていただく機会を設けたいと思います。それでは、本日のご意見をも踏まえ、よろしく願いいたします。

(5) 多田教育長より閉会を宣告